

第5章 水際対策

第1節 準備期

<目的>

平時から国が実施する水際対策における都との連携に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、実施に必要な物資及び施設の確保を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国と連携した円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。

また、平時から国と連携し、海外における感染症情報の収集を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行う。

1-1 水際対策の実施に関する体制の整備

- ① 海外からの感染症の侵入を防ぐため、都及び保健所設置区市は、検疫所及び管内に所在する港湾・空港関係機関との情報伝達ルートを確認し、平時からの連携体制の構築を図る。【総務局、保健医療局、港湾局、警視庁】
- ② 羽田空港においては、「厚生労働省東京検疫所東京空港検疫所支所」が設置する連絡会に参加し、情報共有や訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。【保健医療局、警視庁】
- ③ 東京港においては、「厚生労働省東京検疫所」が設置する連絡会に参加し、情報共有や訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。【保健医療局、港湾局、警視庁】
- ④ 都は、新型インフルエンザ等の発生時の検疫所における隔離・停留のための医療機関、宿泊施設等の利用調整、健康監視業務の代行要請等については、感染症法等の改正趣旨や国の通知を踏まえ、平時からの連携の在り方について、東京都感染症対策連携協議会の場などでの協議を通じて、検討していく。【保健医療局】
- ⑤ 都は、国が新型インフルエンザ等に対する検疫所におけるPCR検査等の検査の実施体制を整備するに当たり、東京都健康安全研究センターにPCR検査を依頼することができるよう、国と必要な協定を締結する等、協力体制を構築していく。【保健医療局】

- ⑥ 国において、帰国者等の健康監視⁸⁴や都道府県等への情報共有等を円滑に行うためシステムを整備した場合、都は、当該システムの内容を確認し、訓練等を通じて操作に習熟する。【保健医療局】
- ⑦ 都は、国が実施する体制整備に関し、適宜、適切に情報共有を行い、都における対応方針を整理する。【保健医療局】

1-2 出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備

- ① 都は、国が実施する体制整備に関し、適宜、適切に情報共有を行い、都における対応方針を整理する。【保健医療局】
- ② 都は、国と連携し、出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。【保健医療局、港湾局、警視庁】

1-3 国等との連携

平時から国が実施する水際対策との連携に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、実施に必要な物資及び施設の確保を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国と連携した円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。
【保健医療局】

⁸⁴ 検疫法第18条第4項

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に国が実施する水際対策に協力することにより、都内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、都内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

都の感染状況を適宜国に報告し、国が実施する水際対策の方針決定のための情報提供を実施する。国が水際対策を変更した場合には、速やかに体制を変更する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

- ① 都は国と連携し、健康監視対象者の情報を入手し、保健所や東京都健康安全研究センターと情報共有するなど、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築する。【保健医療局】
- ② 都は、船内又は機内において有症状者が発見された場合に、船内又は機内における必要な感染症対策を講ずるとともに、検疫所、港湾・空港関係者、施設所在地の保健所及び都において速やかに情報を共有し、当該患者への医療の提供及び感染拡大防止のために必要な措置を連携して講ずる。【保健医療局、港湾局】
- ③ 都は、羽田空港及び東京港から、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査や隔離⁸⁵・停留⁸⁶等に連携・協力して対応する。【保健医療局、港湾局、警視庁】
- ④ 都は、検疫所における診察等において感染症患者が確認された場合には、検疫所から所管の保健所への発生届の提出等に関する連絡等の情報を共有するとともに、保健所と連携して患者等に対し必要な保健指導等を行う。【保健医療局】

⁸⁵ 検疫法第14条第1項第1号及び第15条第1項

⁸⁶ 検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項

2-2 新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等⁸⁷

国において、当該感染症が検疫法上の感染症の類型のいずれかに該当するかの検討がなされ、感染症の政令指定が行われた場合、都は、速やかに関係機関に情報共有するとともに、あらかじめ指定された体制に移行する。【保健医療局】

2-3 検疫強化への協力

- ① 都は、羽田空港における検疫について、「厚生労働省東京検疫所東京空港検疫所支所」に必要な協力を行う。【保健医療局、警視庁】
- ② 都は、東京港における検疫について、「厚生労働省東京検疫所」に必要な協力を行うとともに、港湾管理者として検疫所や海上保安部と調整し、着岸ふ頭を決定する。【保健医療局、港湾局】
- ③ 東京港関係者に検疫所から情報が提供された場合、ふ頭外への感染者の流出を防止するため、出入管理を強化する。【保健医療局、警視庁】
- ④ 都は、国と連携し、健康監視対象者の情報を入手し、保健所や東京都健康安全研究センターと情報共有するなど、健康監視に協力する。【保健医療局】
- ⑤ 都は、国の対応状況に関する情報提供を適宜受け、必要な感染対策を実施する。【保健医療局】

2-4 密入国者対策

- ① 警視庁は、必要に応じ、すり抜けの防止対策、出入国審査場のパトロール等の監視取締りの強化を図る。【警視庁】
- ② 警視庁は、沿岸部におけるパトロール等の警戒活動等を行う。【警視庁】

2-5 システムの稼働

国において、隔離等の実施における健康監視等を円滑に行うためのシステムを稼働した場合、都は、当該システムと連携し、円滑に健康監視を実施する。【保健医療局】

2-6 新型インフルエンザ等の感染疑い及び有症状者等への対応

- ① 都は、国の検疫措置の強化の状況を踏まえ、検疫所と医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するための検査体制を速やかに整備する。【保健医療局】

⁸⁷ 検疫法第2条、第34条及び第34条の2

- ② 都は、国と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する⁸⁸。また、保健所は、国の方針の下、発生国からの帰国者や渡航者に対し、健康観察を行う。【保健医療局】
- ③ 都は、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する疫学調査や隔離・停留等に連携・協力して対応する。【保健医療局、港湾局、警視庁】

2-7 情報提供

- ① 都は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合において、国が感染症危険情報を発出した際は、出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行う。また、パスポート申請窓口等において、国の感染に係る注意情報等の掲出やホームページ等において注意喚起を行う。【総務局、政策企画局、生活文化局、保健医療局】
- ② 都は、都内の各学校等に対し、発生国・地域に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国・地域において感染が疑われた場合の対応等について周知を依頼する。【総務局、生活文化局、教育庁】

2-8 在外邦人支援

都は、国が実施する帰国者対応に関し、必要な協力を実施する。【保健医療局】

⁸⁸ 感染症法第15条の3第1項

第3節 対応期

<目的>

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえながら、国及び関係機関と連携して適切に水際対策を実施する。

3-1 封じ込めを念頭に対応する時期

都は、感染症法の規定に基づき、都の医療体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要がある場合には、都に代わって居宅等待機者等に対して健康監視を実施するよう国に要請を行う。【保健医療局】

3-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

① 国は、初動期の対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を検討し、実施する。

また、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。

② 都は、国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有する。【保健医療局、港湾局】

3-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

国は、初動期の対応を継続しつつ、以下の①から③までの取組を行う。

① 国は、ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下すると考えられることから、これらの開発や普及状況に応じて水際対策の実施方法の変更、緩和又は中止を検討し、実施する。

② 国は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策に合理性が認められなくなった場合には、水際対策を縮小し、又は中止する。

③ 国は、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が確認できるまでの間は水際対策を強化し、

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第5章 水際対策

第3節 対応期

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。

- ④ 都は、国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有する。【保健医療局、港湾局】

3-4 水際対策の変更の方針の公表

- ① 国は、水際対策の強化、緩和又は中止を行うに当たっては、その方針について国内外に公表するとともに、関係機関等に必要な対応を依頼する。
- ② 都は、国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有する。【保健医療局、港湾局】